

## 映画「燃えよ剣」ロケ地 富田林寺内町プロモーションの 実施にかかる事業者からの提案の募集に関する要領

この要領は、映画「燃えよ剣」ロケ地 富田林寺内町プロモーション（以下、「市プロモーション」という。）を富田林市（以下、「市」という。）が実施するにあたり、民間事業者の強みを活かした提案等について一般から募集することに関し、必要な事項を定める。

### 1、要旨

令和3年10月15日（金）から全国同時劇場公開の映画「燃えよ剣」（原作：司馬遼太郎の歴史小説）のロケーションが大阪府内では唯一、富田林寺内町で敢行されたことを絶好の機会と捉え、公開に合わせて配給者により実施される映画プロモーションと同調し、ロケ地めぐりなど観光による本市の知名度向上や富田林寺内町の認知度向上、交流人口獲得、地域活性化並びに市民のシビックプライド醸成を目的として市プロモーションを実施する。

この市プロモーションを効率的かつ効果的に実施するため、民間の強みやノウハウを活かした事業者独自のプロモーションアイデア等について、市が提案を受けたうえ、製作者並びに配給者等の関係者（以下、「当該利害関係者」という。）との協議を経て、実施の可否を決定し、決定した提案について事業者が実施することにより、市プロモーションとの相乗効果の獲得を図る。

なお、本件の担当は、富田林市市長公室都市魅力課とする。

### 2、提案の要件

提案の内容は次の要件をすべて満たすものとする。

- ①提案は本件の目的達成に資する内容に限る。
- ②提案の実施にあたっては、市は一切の財政負担並びに人的負担を負わない。
- ③行政目的に沿った提案。

### 3、提案者の要件

- ① 提案者は個人、法人、団体のいずれかとする。
- ② 提案者は本件公募開始から提案の実施日の間において、次の要件をすべて満たす者とする。
  - 1) 富田林市広告事業実施要綱（平成29年富田林市要綱第27号、以下「要綱」という。）第3条第2項に該当しない者であること。
  - 2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
  - 3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続き開始の申立てがなされた者及びその開始決定がなされていない者であること。

- 4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- 5) 当該関係者の権利関係等に影響を及ぼす者でないこと。
- ③ 前々項及び前項1)～5)の各号を満たす者であっても、提案を受けることが適当でないとし市長が認めた者は要件不適合とする。

#### 4、提案募集の方法

- ①提案の募集は公募とする。
- ②市は公募について、市公式ウェブサイトにより公開する。
- ③提案者は提案書(様式1)に必要事項を記載し、書面又はメールで本課宛てに提出するものとする。
- ④提案の受付締切は令和3年9月15日(水)午後5時とする。但し、郵送の場合は当日消印有効とする。

#### 5、ヒアリングの実施

- ①市は、提案内容の詳細を把握するため、提案者からのヒアリングを実施する。
- ②前項のヒアリングにより疑義が生じた場合には、追加の資料提出を求めることがある。

#### 6、提案の審査と結果の通知

- ①提案に対しては、公開映画に関わる権利等により当該利害関係者から様々な制約を受けるため、市および当該利害関係者がその内容につき協議を行い、市が採択の可否を決定する。
- ②審査の結果については、審査結果通知書(様式2)により市が提案者に通知する。

#### 7、覚書の締結

- ①採択の決定を受けた提案者(以下、「実施者」という。)は、市との協議により提案の実施内容についての仕様詳細を確定させたうえで、「映画「燃えよ剣」ロケ地 富田林寺内町プロモーション実施にかかる覚書(様式3)」を締結する。
- ②覚書の終期については、市と当該利害関係者が協議により決定するプロモーションの終了日とする。
- ③採択の決定を受けた提案は、実施者の責により実施する。
- ④覚書締結前の事前着手は認めない。

#### 8、新型コロナウイルス感染症の影響による市プロモーションの中止

新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、国や大阪府、市による感染症対策が行われた場合、又は地域住民から感染症流行拡大防止に対する配慮を求められた場合において

て、時期を問わず市の判断により市プロモーションを全面的あるいは部分的に中止することがある。この中止により提案者に損害が生じた場合において、市はその賠償の責めを一切負わない。

## 9、情報の公開

本市が提案者から収集した本件に関するすべての情報は、富田林市情報公開条例に基づき原則、公開となる。

## 10、留意事項

①提案内容においては、関係するすべての法令について遵守すること。

②提案内容においては、可能な範囲で環境に配慮するよう努めること。

③社会通念上、好ましくない提案内容は一切認めない。

④本件の外注は認めない。

但し、実施内容の一部を外注することにより、本件の効果向上に大きく寄与することが認められる場合で、5項のヒアリング実施時に外注範囲および外注先を市に提示のうえ、その効果向上について協議し合意した場合に限り、外注を認める。なお、外注範囲は提案者が責任を果たせる範囲とし、外注先に問題が生じた場合は、提案者の責任においてこれを解決することとする。

⑤本件の採択後において、本件の適正実施を期すために市が行う指示に実施者が従わず、市が本件を継続することができないと判断した場合は、覚書を取り消し又は停止することがある。

⑥前項の規定により覚書の取り消し又は停止したことによって損害が生じた場合においては、市はその賠償の責めを一切負わない。

⑦提案内容が市又は当該関係者以外の第三者の著作権や肖像権、使用権等の権利を侵害しないよう、提案者又は実施者は契約や承諾等の必要な措置を講じておくこととする。

⑧提案者又は実施者の責による損害については、提案者又は実施者の負担とする。また、提案者又は実施者の責により第三者に損害等を与えた場合も同様とする。

⑨覚書締結後、提案内容に瑕疵が発覚した場合には、実施者の負担において速やかに回復することとする。

⑩覚書締結後において、覚書の解釈およびその他の事項につき生じた疑義や規定のない事項については、市と実施者双方が誠意をもって協議のうえ、解決することとする。

## 附 則

この要領は、令和3年8月24日から施行する。